

## 業務方法書の一部変更（附則の制定）の件

このことについて、次の通り変更する。

### 1. 附則

- (1) 令和元年度に限り、第13条第1項の規定にかかわらず、基金は、令和元年9月9日に千葉県に上陸した台風15号により被災した畜産経営者及び事務処理に支障が生じた単協管内の畜産経営者に係る第3四半期の積立金の納入期限を、令和元年12月27日とすることができる。
- (2) 変更後の業務方法書は、令和元年9月9日に遡及して適用する。

### 2. 変更の理由

台風15号の影響により、数量契約を変更する必要性が生じた加入生産者および、事務処理に支障が生じた単協が、令和元年度第3四半期以降の契約数量の変更および、第3四半期の積立金の納入手続きに時間を要するため。

—関係条文—

業務方法書

第13条 基金は、毎四半期の開始前に、契約会員をして第11条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額に数量契約による当該四半期の対象数量を乗じて得た額を納入させるものとする。

2 [略]